

東京都入退院時連携強化事業実施要綱

平成30年3月28日29福保医政第2317号

改正 平成31年3月22日30福保医政第2002号

改正 令和2年10月14日2福保医政第1038号

第1 目的

この要綱は、医療機関における入退院支援に取り組む人材を育成・確保するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進することを目的とする。

第2 事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

1 入退院時連携強化研修

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携・情報共有の一層の強化を図るため、医療・介護関係者を対象とした研修を実施する。

2 入退院時連携支援事業補助金

入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携を支援する。

第3 実施方法

1 第2の1に掲げる事業については、原則として、次の条件を全て満たす団体に委託して実施する。

- (1) 在宅療養に係る関係団体との連携が可能であり、研修の実施に当たり、適切な人員の選定を行うことができること
- (2) 都内の在宅療養の現状・課題等を把握し、研修カリキュラムや研修内容の詳細に関して実態を踏まえた適切な企画が可能であること
- (3) 研修を適切に実施できること

2 第2の2に掲げる事業については、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の都内病院に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助することにより実施する。ただし、以下の病院を除く。

- (1) 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める入退院支援加算1を取得している（令和2年4月1日現在）病院
- (2) 医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床のみを有する病院
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体が開設する病院
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人が開設する病院
- (5) 国が開設する病院
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が開設する病院
- (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。